

会議案第4号

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保及び療養病床の
存続を求める意見書提出の件

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保及び療養病床の存続を求める
意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年3月26日提出

芽室町議会厚生常任委員会
委員長 柴田正博

公的医療機関の安定経営と地域医療の確保及び療養病床の存続を求める意見書

公的医療機関は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、高度・特殊、へき地、小児、救急医療など多くの不採算医療を担っている。

しかし、公的医療機関をめぐる状況は、交付税削減、人口減少、医師や看護師などの医療技術者の不足、度重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な環境変化により、一層厳しさを増している。

さらに、医業収入の悪化や景気低迷による自治体の税収減に伴い、自治体立病院の経営は逼迫し、経営の見直しが求められている。

総務省は、昨年11月に発表した「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告」を踏まえ、12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を示し、来年度以降の地方交付税による措置総額の増額を図ることとしたが、未だに不十分な点も多い。

また、2008年診療報酬改定では、小児科・救急医療・勤務医対策などが盛り込まれたが、根本的な解決にはほど遠く、2010年の改定では抜本的な改定が必要である。

さらに、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のよ様な医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」、「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

今後も公的医療機関は、地域住民に必要とされる良質な医療を持続的に提供し、「安心・安全・信頼」の地域医療を確保するために国からの財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

このことから、公的医療機関の社会的使命が達成され地域住民のニーズに応えられるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 地域医療の確保に向け診療報酬制度を改定すること。
- 2 公的医療機関の安定運営に向け財政措置要件の緩和と規模を拡充すること。
- 3 医師・看護師などの医療従事者の確保に向けた施策の充実を図ること。
- 4 自治体立病院の策定する「公立病院改革プラン」の実施に当たっては、医療機能の維持・強化を前提とし地域医療の後退を招くことがないよう支

援すること。

- 5 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持すると共に、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

北海道芽室町議会議長 高 橋 源

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
総務大臣

殿